

令和6年度 3月分学校行事による登下校時刻の変更について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 通常の登校時間 午前 8時 05分

2 通常の下校時刻

学年	月	火	水	木	金
1年	14:35	14:35	14:35	14:35	14:45
2年	14:35	14:35	14:35	14:35	14:45
3年	14:35	15:30	14:35	15:30	14:45
4年	15:30	15:30	15:30	15:30	14:45
5年	15:30	15:30	15:30	15:30	14:45
6年	15:30	15:30	15:30	15:30	14:45

3 行事等に伴い、通常登下校時刻が変更される日

日	曜	変更を必要とする 行 事 名	変更後の下校時刻						
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
5	水	5 時間授業（1～6 年）クラブなし	14:35	14:35	14:35	14:35	14:35	14:35	
10	月	5 時間授業（2～6 年）4 時間授業（1 年）	13:25	14:35	14:35	14:35	14:35	14:35	
11	火	5 時間授業（2～6 年）4 時間授業（1 年）	13:25	14:35	14:35	14:35	14:35	14:35	
12	水	5 時間授業（2～6 年）4 時間授業（1 年） クラブなし	13:25	14:35	14:35	14:35	14:35	14:35	
13	木	5 時間授業（2～6 年）4 時間授業（1 年）	13:25	14:35	14:35	14:35	14:35	14:35	
14	金	5 時間授業（2～6 年）4 時間授業（1 年）	13:35	14:45	14:45	14:45	14:45	14:45	
17	月	5 時間授業（6 年）4 時間授業（1～5 年）	13:25	13:25	13:25	13:25	13:25	14:35	
18	火	5 時間授業（6 年）4 時間授業（1～5 年）	13:25	13:25	13:25	13:25	13:25	14:35	
19	水	給食終了 4 時間授業（1～6 年）	13:25	13:25	13:25	13:25	13:25	13:25	
21	金	3 時間授業	11:45	11:45	11:45	11:45	11:45	11:45	
24	月	卒業証書授与式	臨時休業日						保護者と 登下校
25	火	3 時間授業	11:30	11:30	11:30	11:30	11:30	臨時 休業日	
26	水	修了式 3 時間授業	11:20	11:20	11:20	11:20	11:20	臨時 休業日	

学校評価

令和6年度の教育活動について、教職員による自己評価と学校関係者による評価を行いました。この結果をふまえ、来年度も教育活動の更なる充実を図ってまいります。

なお、各項目4点満点となっています。（※学校関係者とは、PTA 会長、副会長となっています。）

評価項目	No.	質問事項	教職員 評価平均	関係者 評価平均
組織・運営	1	学校は、学校教育目標の実現のため、様々な取り組みに努めている。	3. 65	3. 75
	2	教職員は PDCA サイクルのもと教科指導や学級経営・校務分掌にあたっている。	3. 57	4. 0
	3	学校は事故やトラブルに対してのマニュアルを作成・掲示し、迅速に対応できる体制を整えている。	3. 63	3. 75
	4	学校は清掃活動や掲示物等に力を入れるなど、組織的に環境美化に努めている	3. 61	3. 5
	5	学校は小中の連携を図り、小中一貫教育を推進している。	3. 48	3. 5
保護者・地域との連携協力	6	教職員は PTA 活動や地域の活動に積極的に協力し、地域の人材を活用した学習活動を積極的に行っている。	3. 41	3. 5
	7	学校は、学校の様子や成果を「学校だより」やホームページ等を活用し、積極的に情報提供している。	3. 91	4. 0
	8	学校は地域の人材を活用するなど、保護者と地域が連携した教育活動を推進している。	3. 39	3. 0
学力	9	児童生徒は、落ち着いて学習に取り組み、学習内容を理解しようとしている。	3. 65	3. 75
	10	教職員は学力向上を目指し、PDCA サイクルのもと、児童生徒の実態に基づいた授業改善に努めている。	3. 57	3. 75
	11	教職員は一人一台端末を積極的に活用し、ICT 活用を推進している。	3. 78	4. 0
	12	学校は学習ルールを定めて授業を進めるなど、共通理解のもと指導にあたっている。	3. 65	3. 75
規律ある態度	13	児童生徒は、友達や教職員・来校者に進んであいさつをしたり、正しい言葉づかいをしたりすることができる。	3. 24	3. 5
	14	児童生徒は、学習のルールや生活の決まり・時間を守ることができる。	3. 46	3. 75
	15	児童生徒はいじめや意地悪な行為をすることなく、お互いの良さや努力を認め合って、学校生活を送っている。	3. 61	3. 75
	16	教職員は自ら手本となるなど、児童生徒に対して規範意識を高める指導を行っている。	3. 65	3. 75
健康・体力	17	児童生徒は、体力向上に向け、体育の授業や部活動または外遊びに意欲的に取り組んでいる。	3. 46	3. 25
	18	学校は、児童生徒の健康管理および食育に関する意識を高めようとしている。	3. 48	3. 5
生徒指導 教育相談	19	学校は、児童生徒の立場に立ち、一人一人の思いや願いを大切にし、児童生徒に寄り添った対応をしている。	3. 76	3. 75
	20	学校は、いじめや不登校をなくすため、児童生徒への指導の充実を図っている。	3. 74	3. 75